

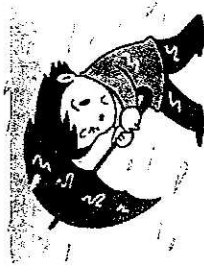
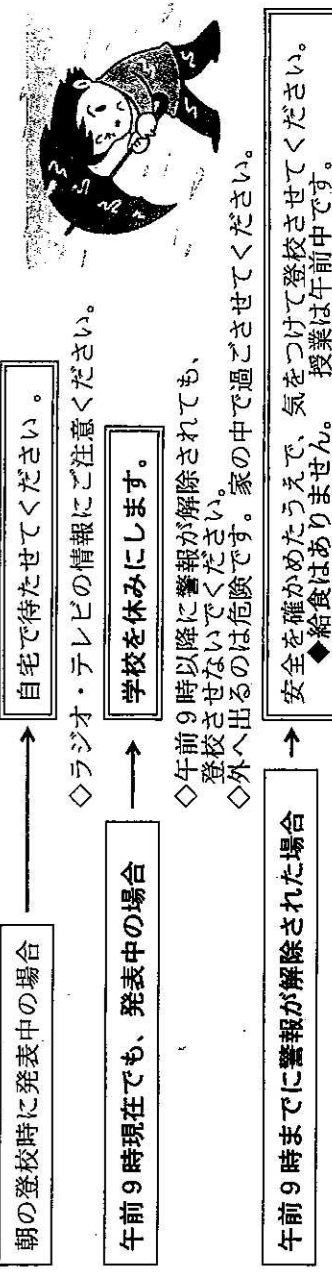
警報発表時の授業措置について

風水害またはその恐れのある時の児童の登校ならびに緊急安全措置については、下記のようにいたしますので、見やすい所に貼るなどしてお子様の登校には万全を期してくださいますようお願い申し上げます。

言 己

《風水害・台風時・地震発生時》

(1) 和歌山市に、『暴風警報』・『大雨警報』が発表中の場合（特別警報を含む）は、以下のような措置をいたします。



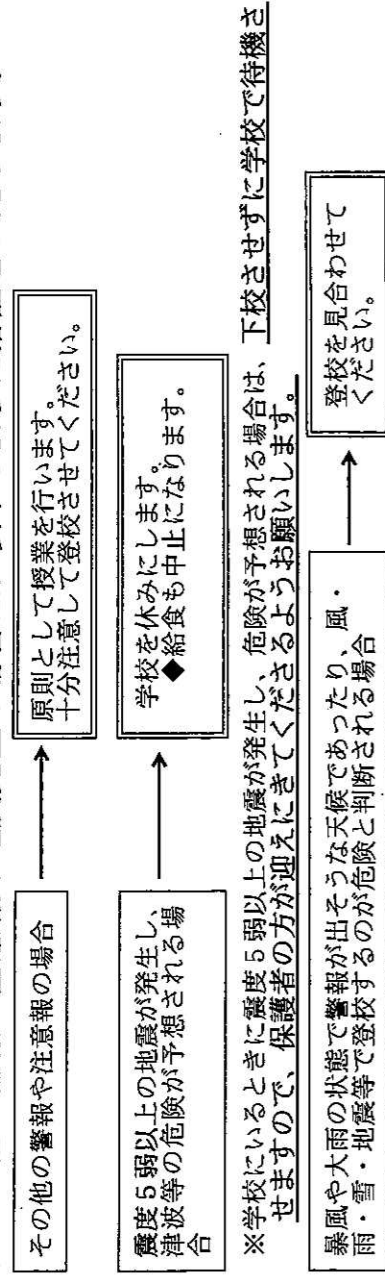
◇地区により状況が異なる場合がありますので、自宅付近で登校が危険と判断される場合は、自宅待機させて学校に連絡をしてください。また、危険箇所があればお知らせください。

※午前6時に警報が出ている場合は、その後警報が解除されて登校しても、その日は給食はありません。授業は午前中です。（短縮授業となります。）

(2) 洪水警報のみの場合は自宅待機となりませんが、地域の状況により、洪水や浸水のため危険と判断されている場合は、自宅待機とします。

津波警報や、大津波警報の場合は、『防災和歌山』やテレビ・ラジオなどの情報により、適切な行動をとってください。

(3) その他の警報・注意報や地震発生の場合は、以下のように措置をいたします。



(4) その他

◇非常災害時の場合は、出席・欠席にとらわれることなく、保護者の判断で安全第一を考えて、危険のないようにご家庭で過ごさせてください。

◇警報発表のために学校がお休みになった場合、翌日の授業は、時間割通りの準備をお願いします。

◇このプリントを見やすいところに貼っておいてください。

※ 和歌山県下の警報発表地域が変更（2010年5月27日以降）されました。以前は、本校の適用する警報発表区域は「紀北」になっていましたが、2010年から、本校の適用する区域は「和歌山市」となっています。放送等で、発表地域が「紀北」という表現になっている場合は、情報を収集していただき、「和歌山市」であるかどうかの確認をお願いします。